

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一

課税に関する条例の一部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税及び不動産取得税の課税免除）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課すべき事業税の額</p> <p>二 不動産取得税 公示日から令和四年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額</p> <p>2・3（略）</p> <p>（不動産取得税の不均一課税）</p>	<p>（事業税及び不動産取得税の課税免除）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課すべき事業税の額</p> <p>二 不動産取得税 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額</p> <p>2・3（略）</p> <p>（不動産取得税の不均一課税）</p>

第四条 公示日から令和四年三月三十一日まで
の間に、法第十七条の二第三項の認定を受け
た事業者であつて、当該認定を受けた日から
同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日
までに同条第六項の規定により当該認定を取
り消されたときは、その取り消された日の前
日まで）の間に、地方活力向上地域内におい
て特別償却設備を新設し、又は増設した事業
者（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事
業を実施する者に限る。）について、当該特
別償却設備である家屋及びその敷地である土
地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、
土地の取得については、その取得の日の翌日
から起算して一年以内に当該土地を敷地とす
る当該家屋の建設の着手があつた場合におけ
る当該土地の取得に限る。）に対して課する
不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定
にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不
動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
る税率により課税する。

2・3 (略)
一・二 (略)

第四条 公示日から平成三十二年三月三十一日
までの間に、法第十七条の二第三項の認定を
受けた事業者であつて、当該認定を受けた日
から同日の翌日以後二年を経過する日まで（
同日までに同条第六項の規定により当該認定
を取り消されたときは、その取り消された日
の前日まで）の間に、地方活力向上地域内
において特別償却設備を新設し、又は増設した
事業者（法第十七条の二第一項第二号に掲げ
る事業を実施する者に限る。）について、当
該特別償却設備である家屋及びその敷地であ
る土地の取得（公示日以後の取得に限り、か
つ、土地の取得については、その取得の日の
翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地
とする当該家屋の建設の着手があつた場合
における当該土地の取得に限る。）に対して課
する不動産取得税は、県税条例第五十八条の
規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得す
る不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に
定める税率により課税する。

2・3 (略)
一・二 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地域再生法に規定する地方
活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和二年四
月一日以後に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定を受け
た事業者について適用する。